

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務			
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び徳島県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前記の事務に付随する事務等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、鳴門市後期高齢者医療に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務2. 資格確認書、資格情報のお知らせ又は、特定疾病療養受療証の交付等に関する事務3. 後期高齢者医療給付の支給に関する事務4. 一部負担金に係る措置に関する事務5. 一時差止めに関する事務6. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務			
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 後期高齢者医療システム2. 収納管理システム3. 滞納管理システム4. 宛名管理システム5. 中間サーバー6. 統合利用番号連携サーバー7. 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)			
2. 特定個人情報ファイル名				
<p>(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル</p>				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表85の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠):117の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部保険課			
②所属長の役職名	保険課長			

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務部総務財政課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市健康福祉部保険課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1204
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">基礎項目評価書</div>] </div>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; background-color: #cccccc;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">十分である</div>] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	公金口座照会の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	静脈認証及びパスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、作業中断時や離席時にはログアウトし、他者が利用することができないように対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第1の59の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 80, 83の項 (別表第2における情報照会の根拠) 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第43条 (別表第二省令における情報照会の根拠) なし	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保険課	健康福祉部保険課	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険課長 田浦 豊	保険課長 登立 博史	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	事後	記載方法の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市保険課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1204	鳴門市健康福祉部保険課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1204	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険課長 登立 博史	保険課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項 (別表第2における情報照会の根拠)82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠)第43条 (別表第二省令における情報照会の根拠)なし	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項 (別表第2における情報照会の根拠)82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠)第43条 (別表第二省令における情報照会の根拠)なし	事後	適用条項の整理
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項(別表第2における情報照会の根拠)82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第43条(別表第二省令における情報照会の根拠)なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項(別表第2における情報照会の根拠)82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第43条(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条の2の2 	事後	適用条項の整理
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項別表第一 59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第46条 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項別表第一 59, 101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第46条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項(別表第2における情報照会の根拠)82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第43条(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条の2の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項(別表第2における情報照会の根拠)82, 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第43条(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項別表第一 59, 101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・第46条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条 	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項(別表第2における情報照会の根拠)93, 94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)80, 83の項(別表第2における情報照会の根拠)82, 121の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第43条(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条の2の2</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法令第9条</p>	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠):117の項	事後	適用条項の整理
令和6年12月20日	II.しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年8月1日	令和6年11月1日	事後	時点修正
令和6年12月20日	II.しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年8月1日	令和6年11月1日	事後	時点修正
令和6年12月20日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策を追加	事後	様式に変更に伴う修正
令和7年12月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月1日	I 関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1. 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 3. 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4. 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5. 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 6. 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の 賦課に関する事務	1. 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 資格確認書、資格情報のお知らせ又は、特定疾病療養受療証の交付等に関する事務 3. 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4. 一部負担金に係る措置に関する事務 5. 一時差止めに関する事務 6. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	事前	・法令名の重複表記を省略し簡潔に表記 ・マイナ保険証制度導入に伴い表記を修正
令和8年10月1日	I 関連事項 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市企画総務部総務課	鳴門市総務部総務財政課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正